多頭飼育対策推進モデル事業自治体の取組み紹介①

「多機関連携を軸とした多頭飼育対策事業〜取り組むことで見えてきた難しさ〜」

松本浩樹氏 滋賀県動物保護管理センター 副主幹

みなさんこんにちは。滋賀県動物保護管理センターの松本です。よろしくお願いします。 まず、県内の動物愛護管理行政、関係機関をご紹介します。当センターは、御覧のよう に動物関係業務を一括して所管しており、多頭飼育問題に関連する業務としましては適正 飼育指導や多頭飼育の届出の受理がございます。保健所は県内6ヶ所にありまして御覧の ような業務を所管しており、市町は18ヶ所ありまして御覧の業務を所管されています。

滋賀県の地図です。当センターは湖南市にあり、中核市である大津市を除く県内全域を 所管しております。

大猫の収容数における多頭飼育の割合を示します。上の表が犬、下の表が猫になります。 多頭飼育にかかる相談件数は、猫に関する相談が大半であり、増加傾向にあります。令和 2年度は多頭飼育者からの引き取り頭数が、飼い主からの猫の引き取り頭数の実に66.7% を占めており、多頭飼育者への適正飼育指導が課題となっております。

滋賀県甲賀市内での取組を御紹介します。「こうが人福祉動物福祉協働会議」を開催しており、この取組は環境省のガイドラインにも掲載されています。開催回数は平成30年から実に37回を数えております。参加団体は、甲賀市環境部局と福祉部局、動物愛護団体、動物愛護推進員、当センターになります。取組内容は啓発チラシの作成、多頭飼育崩壊リスク判定フローチャートの作成、民生委員・介護支援専門員合同研修会でのグループワーク等、啓発に重点を置いています。この会議でのコンセプトは、「それぞれの得意分野を持ち寄る、他者を責めない」というものです。

甲賀市内での取組をモデルとして、今年度から多頭飼育対策事業として県内全域に拡大 しました。事業は大きく5つに分かれておりまして、順に御説明していきます。

多頭飼育対策検討会です。多機関連携を軸とした多頭飼育対策事業を検討するために設置しました。構成は、行政法研究者、獣医師会、動物愛護推進員、民生委員、介護支援専門員、大津市動物愛護センター、そして県内2市の環境行政所管課と福祉行政所管課等です。年に4回開催され、主な検討内容は多機関連携に向けた課題整理や関係機関の役割の検討、滋賀県多頭飼育対策マニュアルの検討を始め、市町福祉部局、社会福祉協議会へのアンケート調査の実施や、多頭飼育者支援モデルケースの対応状況の報告、事例分析等です。

滋賀県多頭飼育対策マニュアルは、環境省ガイドラインを基本としつつ、滋賀県独自の内容を盛り込み作成中です。内容は県内各機関の役割、問題の内容に対する連携先、多頭飼育対策補助金や啓発ツールの紹介、県内福祉関係者アンケート調査結果の分析等です。検討委員からは、「多頭飼育になる前の、飼育数が少ない段階から手に取れるものに」、「多

忙な福祉関係者が直感的に利用できる内容に」といった意見が出されています。

その他の取組として、今年度、環境省の多頭飼育対策推進モデル事業に参画し、啓発動画を作成中です。動画は4種類、各4分程度のものを作成中で、1つ目は繁殖生理及び適正飼養に係る動画として一般の方向け、2つ目は多頭飼育の危険性や予防方法を伝える動画として同じく一般の方向け、3つ目は人にも動物にも寄り添ったアプローチや見守りのポイントを伝える動画として福祉関係者向け、4つ目は屋外の猫への対応にかかる動画ということで、飼い猫ではなく野良猫への餌やりだった場合に、スムーズに地域猫活動へ移行するための動画となっています。動画は講習会等で使用したり、YouTube等で提供し、福祉関係者が飼い主と対話される時にも活用できるようにしたいと考えています。

また、同モデル事業の一環として研修会を企画しています。市町の福祉部局、環境部局を対象とした研修会で、連携の強化及び問題意識や、視点の共有化を行う予定です。

動物愛護団体への補助金制度を紹介します。背景として、社会からの孤立、経済的困窮、動物への強いこだわりといった事情を抱えている飼い主に、繁殖制限や譲渡による減数といった飼い主責任を果たすよう指導しても、解決が難しいという問題がありました。そこで、動物愛護団体と連携して、動物の減数及び繁殖制限を支援するため、多頭飼育対策事業補助金を使用して動物愛護団体の費用負担を軽減することにしました。補助金は2種類あり、1つ目は飼い主から犬猫を引き取り譲渡する場合に、搬送費、餌代、トイレ代、治療費について最大10万円を補助します。2つ目は飼い主の下に残す犬猫の不妊去勢手術を実施する場合に、搬送費や手術費について最大5万円を補助します。

多頭飼育者支援モデルケースの実施例を紹介します。目的は事例の支援を行うことで課題を抽出し、知見を多頭飼育対策検討会等へフィードバックすることにあります。まず多頭飼育対策検討会へ参画いただいている2市へ事例選定を依頼し、福祉部局、動物愛護団体等と連携して支援を実施しました。実施にあたり、動物愛護団体に対する多頭飼育対策補助金を活用しました。

<個別事例の詳細を含むため省略>

モデルケースから得られた知見としまして、福祉部局による調整や情報提供によりスムーズに運びました。また、動物を話題の中心にすることで(飼養者との間で)話が進みました。行政の引き取り、すなわち致死処分というイメージを払拭するため、動物愛護団体の協力を得て譲渡に繋げることなどを飼い主に説明することで、飼い主の態度が軟化しました。補助金制度により、動物愛護団体から協力が得やすかったです。

モデルケースから見えてきた課題です。まず、多機関連携の課題として時間調整が困難ということがあります。各機関それぞれが多忙で、時間調整を行うことが大変でした。飼い主が遠方在住ともなれば当センター、動物愛護団体の負担が非常に大きくなることも想定されます。実際の支援における課題です。各機関の役割が異なるため、飼い主宅を訪問する時は大勢になりがちで、拒絶されかねないと感じました。また、地域との関係が悪化している場合は、地域による見守りがすぐには望めないということもあります。動物愛護

団体の負担も課題でありました。

続いて飼い主の課題です。飼い主が支援を受け入れるまでの説得が大変でした。「そんなことならもう来んといて」の一言で、対応がストップしかねない危うさがありました。飼い主責任と支援とのバランスを取ることが非常に難しかったです。

次に課題をどうクリアしていくのか、今後の展望についてです。多機関の調整については、ウェブ会議の活用や情報共有ツールの活用が有用だと思います。また、福祉関係者から動物愛護部局へ気軽に相談できる体制づくりが必要で、これには滋賀県多頭飼育対策マニュアルが活用できると思います。

実際の支援における課題です。訪問は飼い主との関係作りのための最小限の人数で行った方がよいと思います。支援後の見守りを継続するために、福祉的支援をされる福祉関係者のアンテナを高くしていただくことや、地域による見守りへの移行を図っていくことが必要だと思います。動物愛護団体に対しては補助金交付により負担軽減を図っていきたいと思います。

飼い主の課題について。信頼関係を築くことが重要で、飼い主は犬猫への想いに至るストーリーが必ずありますので、それを丁寧に聞くことが必要だと思います。また様々な事情を抱えた飼い主が飼い主責任をどこまで果たせるのか、福祉関係者と相談していくことが必要だと考えます。

まとめです。とにかく啓発です。動画やチラシを活用して一般啓発、福祉関係者から飼い主へ啓発をすることで、そもそも問題を生じさせないということが1番重要だと思います。次に早期発見です。福祉関係者のアンテナを高くしていただくために、福祉関係者への啓発をする、チェックシート等の活用をするということが重要だと思います。会議体やツールを使用したスムーズな情報共有による多機関連携や、福祉関係者や地域による継続した見守り、これが非常に重要だと思います。

最後に、こうが人福祉動物福祉協働会議のコンセプト、「それぞれの得意分野を持ち寄る、 他者を責めない」は、多機関が連携する際に重要な考え方であると改めて感じました。以 上です。御清聴ありがとうございました。